

令和6年12月27日

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）
企画・広報部 諸川、浪川
電話 03-5608-7584

ナスバ 令和6年度上半期業務実績の公表について

◆ 業務実績の公表に当たって ◆

独立行政法人 自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という。）では、自動車事故による被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施する機関として、各種の取組を進めております。

今般、第5期中期目標・計画に基づき取り組んでいる令和6年度上半期の業務実績がまとまりましたので、別紙のとおり公表いたします。

私たちナスバは、「自動車損害賠償保障法」の改正（令和5年4月施行）を新たな局面と捉え、組織としての在り方や方向性を明確にし、持続可能な事業運営を進めて行くことを目的として、

「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」

というタグラインを制定いたしました。このタグラインに込められている思いを役職員一人ひとりがしっかりと認識した上で、被害者支援と自動車の事故防止を通して、自動車事故ゼロの社会の実現をめざし、組織一丸となって、引き続き、独立行政法人としての公的な責務を果たしてまいります。

国民の皆様におかれましては、ナスバへの一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 指導講習

全国50支所の体制を活用し、全国の自動車運送事業者に対し、質の高い指導講習業務を提供し、指導講習全体の受講者数は、54,263人となりました（前年度同期比：2.8%減）。

具体的な取組として、動画視聴方式による非対面での講習を実施することにより、受講機会を拡大させる等ユーザーの利便性を向上させる取組の推進や、ICT技術を活用した更なるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化に寄与する新たな取組として、「eナスバ」（e-ラーニング方式による運行管理者指導講習）の導入について、令和6年12月からの運用開始に向けた体制の構築を図りました。

2. 適性診断

適性診断全体の受診者数は、230,301人となりました（前年度同期比：3.6%増）。

また、ナスバネット^(注1)導入契約事業者等による支所以外での一般診断受診割合は、年度目標の55%を大きく上回る63.4%（前年度同期比：0.4ポイント増）となっております。

（注1）ナスバネットとは、インターネットを活用した適性診断システムのことをいう。

3. 安全指導業務（指導講習・適性診断）の民間参入支援

ナスバでは、ナスバネットの利用を希望する適性診断認定機関124者に対して、43,021件（前年度同期比：12.7%増）のナスバネットによる受診測定を提供しております。

また、指導講習認定機関となっている団体等に対し、ナスバの作成した指導講習教材の提供を48,586冊（前年度同期比：12.7%増）行いました。

さらに、国土交通省の認定を取得される団体等向けに、適性診断業務の「第一種カウンセラー要件研修」及び指導講習業務の「第一種講師要件研修」を実施したほか、「指導講習認定機関連絡会」を全国129者に対して実施し、認定事業者の質の維持・向上に資する取組を行っております。

4. 安全マネジメント関連業務及び国の安全対策への貢献

(1) 安全マネジメントコンサルティング等

自動車運送事業者等に対し、コンサルティング、講師派遣、安全マネジメント講習会及び運輸安全マネジメント評価を実施し、安全管理体制の構築等を支援しました。昨年度に国土交通省から認定を取得した「リスク感受性向上セミナー」^(注2)について、9月末日時点において14回実施し、330名の方々に受講いただいております。引き続き全国50支所での開催を予定しております。

（注2）リスク感受性向上セミナーとは、中間管理者層に必要とされる「現場のリスクに気づく力」、経営管理部門に「報告する力」、現場にわかりやすく「伝える力」の3つの力の向上を目的としたセミナーのことをい

う。

(2) ナスバ安全マネジメントセミナーの開催

10月23日(水)に東京国際フォーラム(東京都千代田区)において、「第17回ナスバ安全マネジメントセミナー」を開催しました。なお、今年度は遠方の事業者でも参加(視聴)できるよう開催方式の見直しを行い、従来の対面型に加え、オンライン配信によるハイブリット方式により開催し、778人(対面:329人、オンライン:449人)にご参加いただいております。

今回のセミナーでは、昨年度に引き続き、自動車事故被害者団体(一般社団法人関東交通犯罪遺族の会(あいの会))による特別講演を構成に入れ、交通事故被害者の実情を広く自動車運送事業者に周知することで、安全意識の啓発等が図られました。



ナスバ安全マネジメントセミナー



自動車事故被害者団体による特別講演

(3) 貨物軽自動車安全管理者に対する取組

貨物軽自動車運送事業者の安全対策が強化されたことに伴い、新たな取組として、e-ラーニングによる貨物軽自動車安全管理者講習の実施機関として国土交通省への登録申請(11月)を進めております。

(4) 貸切バス事業許可の更新制度への支援

貸切バス事業の許可の更新制度の導入に伴い、事業許可更新時に必要となる運輸安全マネジメント評価について、27事業者に対し評価を実施しました。

(5) 貸切バス事業者安全評価認定制度^(注3)への支援

貸切バス事業者安全性評価認定制度について、公益社団法人日本バス協会からの業務委託を受け、現地の施設等に訪問することによる審査支援について、111件を実施しました。

(注3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度とは、公益社団法人日本バス協会において、観光バス等の貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定し、及び公表することをいう。

5. 療護施設の設置・運営

(1) 療護施設における質の高い治療・看護

高度先進医療機器等を用いた検査情報を基に、入院患者一人ひとりに即した治療計画を立て、プライマリーナーシング等を実施することで、その患者のわずかな意識の回復の兆しを見逃すことが無いような質の高い治療・看護を引き続き実施しております。

なお、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア^(注4))を用いた入院時スコアと退院時スコアの平均値の差については、9月末日時点において平均10.0点となっております。

(注4) ナスバスコアとは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準のことをいう。

(2) 千葉療護センターの老朽化対策に関する検討

令和5年5月に取りまとめられた「千葉療護センターの老朽化対策に関する報告書」に基づき、基本設計に係る事業者の選定を行い、当該基本設計の取りまとめなど実施設計に向けた具体的な検討を進めました。

(3) 療護施設の知見・成果の普及促進

療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本意識障害学会等において、41件（前年度同期実績：43件）の研究発表を行いました。また、短期入院協力病院の看護師等に対する専門研修を実施しました。

(4) 脊髄損傷者の受入環境整備に向けたモデル事業

自動車事故による重度脊髄損傷者の方が十分なりハビリテーションを受けることができる機会の確保を目指し、モデル事業として受入環境整備に向けた検証を進めるための病床設置とその検証に協力いただける病院を公募した結果、受託病院として4病院を選定しました。その受託病院には令和6年9月末日時点において3名の患者が入院しているところではありますが、更なる支援内容の検証を進めるため、当該患者の獲得に向けて様々な場面において周知活動を行ってまいります。

6. 重度後遺障害者に対する援護

(1) 訪問支援

介護料受給資格者^(注5)等の支援のため、直接自宅を訪問して、介護に関する相談対応・情報提供を行う訪問支援について、2,576人（前年度同期実績：2,807人）に対して実施しました。また、介護料受給資格者等のニーズを踏まえ、リモート方式による訪問支援について668人（773人）に対して実施しました。

(注5) 介護料受給資格者とは、後遺障害の程度に応じて介護料受給資格の認定を受けた者のことをいう。

(2) 介護料受給者等の交流会

訪問支援による精神的な面での支援に加え、同じ境遇にある各家庭の介護者等が介護における悩みを共有し、情報交換をしていただくための交流会について、7支所7回（前年度同期実績：4支所4回）開催しました。



介護料受給者等の交流会

交流会では、作業療法士を招いて、リハビリテーションなど作業療法の効果や活用について、意見交換や情報提供を行っております。

(3) 介護料の支給

自動車事故を原因とする重度の後遺障害により、常時又は随時の介護が必要な方に対し、後遺障害の程度、介護の状況に応じて介護料を支給しました。支給実績は、4,597人（前年度同期実績：4,672人）となっております。

なお、今年度から介護料受給者の利便性の向上及び業務運営の効率化を図るため、当該介護料について電子申請による請求手続の運用を開始し、1,877人（全体の41.2%）の方が利用しております。引き続き、今後も被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行ってまいります。

(4) 短期入院・入所への支援

介護料受給資格者に係る短期入院・入所費用に係る助成について、延べ546人(前年度同期実績：450人) に対して行いました。

また、短期入院協力病院・短期入所協力施設^(注6) (以下「協力病院等」という。) の利用促進を図るため、訪問支援・介護料受給者等交流会を通じて協力病院等の受入環境に関する情報提供を行うことで介護料受給資格者と協力病院等との間をつなぎ、利用前後のフォローアップを行っております。

(注6) 短期入院協力病院・短期入所協力施設とは、国土交通省が指定した介護料受給資格者の短期入院・入所(原則、1回の入院が2日以上14日以内)を積極的に受け入れている病院・施設のことをいう。

7. 交通遺児等に対する支援

(1) 友の会の集い

自動車事故による被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を14支所(前年度同期実績：23支所)で実施しました。



友の会の集い

(2) 保護者交流会

「友の会」に所属する交通遺児等の保護者同士が悩み事を語り合い、親睦を深める場として「保護者交流会」を12支所(前年度同期実績：20支所)で実施しました。



保護者交流会

(3) 交通遺児等に対する貸付

自動車事故による交通遺児等の方に対する生活資金の貸付を行っており、20人(前年度同期実績：27人)の方が利用されております。

8. 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実

(1) 被害者・遺族団体への相談対応支援

国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している12団体(9団体)に対して、当該相談対応にかかる費用として、18,692千円(前年度同期実績※令和5年7月から業務開始：2,290千円)を支給しました。

(2) ナスバ交通事故被害者ホットライン利用実績

ホットラインに対し、675件(前年度同期実績：700件)の相談が寄せられました。引き続き、被害者援護業務に係る総合的な情報提供を行ってまいります。

9. 自動車アセスメント情報提供業務

(1) 自動車アセスメントにおける評価

今年度から新オフセット前面衝突試験^(注7)の評価を導入して、当該評価の対象を「自車+相手車」とし、衝突時の自車の安全性能だけでなく、相手車に与えるダメー

ジも加味して評価する仕組みとしております。これにより、安全な車の選択を促すためにユーザーに提供する情報を充実させました。

(注7) 新オフセット前面衝突試験とは、対向車を模した台車と試験車両の双方を50km/hで走行させ、オーバーラップ率50%で衝突させて行う試験方法のことをいう。



新オフセット前面衝突試験

(2) 自動車アセスメント評価結果の公表

自動車アセスメントの評価結果が確定した車種について、ユーザーに対し迅速に情報提供するため、随時公表しています。また、優秀な成績を収めた自動車に対する表彰式を5月に実施し、その様子をオンラインで動画配信するなど、より多くのユーザーに情報が発信できる取組を実施しました。

また、パンフレットとして「自動車安全性能2023」を36.5万部、「チャイルドシート安全比較BOOK」を23.5万部、アセスメント広報用チラシを23万部作成して、様々な場面において配布しております。

10. 広報の推進

(1) メディアを活用した広報活動

全国の主管支所及び支所において、地域特性等を活かしたイベント等を実施し、メディア等を通じた情報発信を積極的に行いました。特に地方テレビ局との連携として、そのテレビ局が主催するイベントに参加してナスバのブース出展を行うとともに、生放送でブース紹介やナスバの事業紹介を行い、ナスバの認知度向上に資する取組を展開することができました。

また、メディア等を活用した広報活動を更に推進するべく、46都道府県における地方テレビ局での情報番組において、ナスバの特集の放送に向けた調整を本部で行い、各支所におけるメディアを活用した効果的な広報活動を推進するための体制を整えました。引き続き、メディアとの連携を図りながら地域特性を活かした特色ある広報活動を全国で展開してまいります。



k h b (東日本放送) と連携したイベント



T e N y (24時間テレビ) と連携したイベント



(2) 広く国民に周知するための効果的な広報活動の実施

ナスバでは、X・Facebookにおいて、ナスバが行っている被害者援護制度の案内やイベント情報等を積極的に配信しております。

また、ナスバを紹介するウェブ用動画の制作を進めております。今後、この動画を

各種イベントやSNS広告、デジタルサイネージなどで活用して、ナスバの業務を広く国民に周知してまいります。

(3) 被害者援護業務に関する周知活動

支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行うため、日本医療ソーシャルワーカー協会及び日弁連交通事故相談センターに対して被害者援護業務のリーフレットなどの配布による周知の協力依頼を昨年度から引き続き行っております。

なお、新たな取組として、10月に日弁連交通事故相談センターの担当弁護士を対象とした研修会において、被害者援護制度に関する取組を紹介する講義を実施することができました。

今後も地方自治体の関係部署や三次救急医療機関、損害保険会社等へのチラシの送付により被害者援護制度の周知を行うなど、あらゆる機会を捉えて周知活動を行ってまいります。